

学 長 裁 定
令和元年5月23日

国立大学法人鹿児島大学における敷地内全面禁煙に関する基本方針

健康増進法の一部を改正する法律が2018年7月25日に公布され、公布日から1年6月内に施行されることとなっており、2019年1月30日に厚生労働省から公表された「望まない受動喫煙」対策の基本的な考え方において、医療施設・学校・行政機関の敷地内全面禁煙の先行実施が決定している。

鹿児島大学は、2020年1月1日からの敷地内全面禁煙実施に向けた具体的な実践内容及びロードマップを示し、喫煙者を含む全ての大学構成員の健康増進を目的として、全面禁煙化推進室を置くとともに敷地内全面禁煙を宣言する。また、周辺地域に受動喫煙を押し付ける‘身勝手な敷地内全面禁煙’を避け、有害物質による健康被害を社会から無くすために担う大学の使命を果たすため、今後も必要な対策を継続する。

(具体的な実践内容)

- (1) 設置している喫煙場所は、2019年12月末までに全て廃止し、2020年1月1日から未成年者を含む学生及び職員が立ち入る全ての大学関連施設を敷地内全面禁煙とする（附属学校・学生寮・職員宿舎・留学生宿泊施設・練習船・実習場・その他附属施設等を含む）。

併せて、残留煙ばく露（三次喫煙を含む）防止のため、職員にあっては、勤務開始から勤務終了時まで、学生にあっては、通学開始から帰宅時までの喫煙を禁止する。また、近隣地域住民の健康を考え、大学関係者（工事関係者や出入り業者等を含む）の周辺地域での喫煙も禁止する。加熱式たばこによるニコチンの摂取も、本人の健康被害防止のために上記の内容で同様に禁止とする。

注) 詳細に関しては、喫煙者を含む全ての大学構成員の健康を増進し、三次喫煙を含む受動喫煙の被害者を無くすという理念に沿う形で判断し実施する。

- (2) 全面禁煙化推進室は、次の取組を実践する。
 - 1) 各事業場、各学部等の安全衛生委員会等に対して、喫煙場所の廃止に伴う廃止期日計画表（別表1）を示し、周知及び巡視等の協力依頼を行う。また、各事業場内に設置する敷地内全面禁煙の掲示物（看板・文書）等を配付する。（別表2）
 - 2) 喫煙場所の廃止に伴い、各事業場、各学部等の安全衛生委員会と協力し、対策

の実施状況等を把握する。

- 3) 喫煙者の卒煙（禁煙）支援を継続する。
- 4) 喫煙の健康リスクについての教育を継続する。

(3) 各事業場、各学部等の安全衛生委員会は、次の取組を実践する。

- 1) 喫煙者へ喫煙所廃止計画の周知を行い、2019年12月末までに喫煙所を廃止する。
- 2) 必要な場所に敷地内全面禁煙の掲示物（看板・文書）等の設置を行う。
- 3) 隠れ喫煙、自家用車内等での喫煙、喫煙による人的・物的被害等が発生した場合は、全面禁煙化推進室に報告する。

(別表1) 喫煙場所の廃止に伴う廃止期日計画表

郡元事業場

No.	喫煙場所	廃止期日
1	法文学部2号館（南側）	2019年9月30日
2	理学部1号館	2019年9月30日
3	事務局棟（南側）	2019年9月30日
4	大学院連合農学研究科棟	2019年9月30日
5	工学部稲盛会館横	2019年12月31日
6	大学会館・玉利池付近	2019年12月31日
7	農学部・共同獣医学部共通棟（中庭）	2019年12月31日

下荒田事業場

No.	喫煙場所	廃止期日
1	水産学部敷地内（東側）	2019年12月31日

その他、附属施設等

No.	喫煙場所	廃止期日
1	郡元事業場、下荒田事業場以外の喫煙場所	2019年12月31日

※桜ヶ丘事業場は、2017年9月30日に廃止しています。

(別表2) 敷地内全面禁煙の掲示物(看板・文書)等の掲示場所

※以下の他、各棟の掲示板及び喫煙場所については、廃止期日を掲示する。

郡元事業場

No.	掲示場所
1	正門
2	東門
3	教育学部東門
4	教育学部門
5	西門
6	工学部門
7	図書館門
8	西側通用門
9	北側通用門
10	北辰通り
11	銀杏並木通り
12	稲盛通り

No.	掲示場所
13	田園通り
14	みのりの小径
15	本部前・緒方通り
16	植物園通り
17	ふれあい通り
18	教育学部通り
19	玉利通り
20	工学部通り
21	理学部通り
22	森の小径
23	法文学部通り

下荒田事業場

No.	掲示場所
1	水産学部西側門
2	水産学部東側門
3	水産学部6号館前通用門
4	水産学部1号館前

その他、附属施設等

No.	掲示場所
1	学生寮
2	国際交流会館
3	附属学校
4	練習船
5	実習施設など
6	職員宿舎